

## 高知市告示第2号

高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第3条及び第23条の規定に基づき、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの間に高知市が発注する測量設計、建設関連コンサルタント及び地質調査の一般競争（指名競争）入札に追加参加（新たに一般競争（指名競争）入札参加資格を得て参加すること及び一般競争（指名競争）入札参加資格を有する者が業務の種別の追加資格を得て参加することをいう。以下同じ。）する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のとおり定める。

平成22年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

### 1 一般競争（指名競争）入札に追加参加する者に必要な資格等

市内業者（高知市内に主たる営業所を有する者をいう。）

一般競争（指名競争）入札に追加参加することができる者は、一般競争（指名競争）入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、高知市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、平成22年1月1日（以下「審査基準日」という。）において次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争（指名競争）入札に追加参加する資格を有しない。

なお、有資格者と他の有資格者若しくは資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）とが合併し、又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業を譲り受けた場合（以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行うものとする。ただし、有資格者である個人（以下「有資格個人」という。）が法人組織に変更した場合及び無資格者である個人が有資格個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、有資格個人の資格を承継するものとする。

ア 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

イ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 直前1年間に手形又は小切手の不渡事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者

オ 平成21年10月31日までに納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金）又は国民健康保険料を滞納している者。ただし、申請時まで完了した場合は、この限りでない。

市外業者（市内業者以外の者をいう。）

一般競争（指名競争）入札に追加参加することができる者は、有資格者で次に掲げる登録を受けているものとする。ただし、審査基準日において前号アからオまでのいずれかに該当する者は、一般競争（指名競争）入札に追加参加する資格を有しない。

なお、合併等の場合は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行う。

ア 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録

イ 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録

ウ 建築関係コンサルタント業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録

エ 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録

オ 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録

カ 環境調査業務及び水質分析業務 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録

### 2 提出書類

平成21・22年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書  
添付書類

ア 平成21・22年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書提出書類一覧表

イ 営業所等一覧表

ウ 事業所等所在地見取図及び事業所等写真（高知市内に本社又は営業所等がある場合のみ添付すること。）

エ 営業所（支店）調書（高知市内に営業所等がある場合のみ添付すること。）

オ 測量等実績調書

カ 技術者資格一覧表

キ 技術職員名簿

ク 技術者実務経験証明書

ケ 登記簿謄本（法人）又は代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人）

コ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書

サ 国税，都道府県税及び市町村民税納税証明書（未納がない旨の証明で可）

シ 社会保険料納入証明書（健康保険料，厚生年金保険料及び児童手当拠出金について未納額がないことが分かる証明書）

ス 国民健康保険料完納証明書（未納額がないことが分かる証明書。高知市の場合は市税等納税証明書に含まれる。）

セ 財務諸表

ソ 委任状（支店等への委任事項がある場合は添付すること。）

### 3 受付期間

平成22年2月1日から同年3月1日まで。ただし，市長が特別な理由があると認めた場合及び合併等の場合を除く。

### 4 受付場所

高知市役所総務部契約課

### 5 申請方法

市内業者については窓口を持参する（郵送による申請は認めない。）ものとし，市外業者については郵送による申請を認める（受付期間中の消印は有効とする。）ものとする。

### 6 資格審査の結果の通知及び資格の取消し

資格を有すると認められた者は建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載する。なお，契約課ホームページの建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿への掲載をもって審査結果の通知とする（掲載日：平成22年5月下旬）。

市長は，有資格者が次のいずれかに該当するときは，その資格を取り消すものとする。

ア 審査基準日以後に第1項第1号アからエまでのいずれかに該当することとなったとき。

イ 測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず，又は虚偽の記載をしたとき。

### 7 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は，直ちにその旨を市長に報告しなければならない。この場合においては，有資格者の申請により，資格の再審査を行うものとする。

会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った者

### 8 指名停止等

市長は，有資格者が業務等について不誠実，法令違反等の行為があったときは，別に定める基準により指名

停止等を行う。

9 測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書の変更届

測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札追加参加資格審査申請書を提出した後，申請内容に変更があったときは，変更届を直ちに市長に提出しなければならない。